

## 埼玉県分散型エネルギー利活用設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、分散型エネルギー利活用設備の普及・拡大を図るため、分散型エネルギー利活用設備の導入事業を実施する民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 コージェネレーション設備 都市ガス等を燃料として、原動機により発電し、同時に発生する当該原動機の排熱を回収する設備
  - 二 業務・産業用燃料電池 定格発電出力50kW以上の業務用又は産業用の燃料電池設備
  - 三 再生可能エネルギー熱利用設備 再生可能エネルギーを活用して熱を発生等させる設備
  - 四 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギーを活用して電気を発生等させる設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項に基づく認定（以下「固定価格買取制度に基づく認定」という。）を受けないものに限る。）
  - 五 再生可能エネルギー活用設備 再生可能エネルギー熱利用設備及び再生可能エネルギー発電設備
  - 六 分散型エネルギー利活用設備 コージェネレーション設備、業務・産業用燃料電池及び再生可能エネルギー活用設備
  - 七 リース契約 分散型エネルギー利活用設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約
  - 八 リース事業者 リース契約に基づき分散型エネルギー利活用設備の貸付を行う者
  - 九 割賦販売 分散型エネルギー利活用設備の所有者である売主が、当該設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の賦払の方法により分割して当該設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで当該設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備を販売すること
  - 十 割賦事業者 割賦販売の契約に基づき、分散型エネルギー利活用設備の販売を行う者
  - 十一 ESCO事業者 事業所の省エネルギー効果の達成に必要な「技術」、「設備」、「人材」、「資金」などを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー効果の達成を保証する契約を事業所設置者と締結する事業者
  - 十二 エネルギーサービス事業者 エネルギーサービス契約に基づき、エネルギー供給、エネルギーシステム設計、建設、運用、メンテナンスまで一貫した業務を提供する事業者
- (補助対象者)

第3条 補助対象者の要件は、導入しようとする分散型エネルギー利活用設備の区分ごとに別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助金交付の対象としない。

- 一 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの  
（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、導入しようとする分散型エネルギー利活用設備の区分ごとに別表第2に掲げるとおりとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費であつて、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 前項の経費は、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、導入しようとする分散型エネルギー利活用設備の区分ごとに別表第4に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を、知事が定める期限までに提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 3 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画書（別紙1）
- 二 補助事業に係る見積書の写し（発行後3か月以内のもの）
- 三 補助対象設備の仕様
- 四 補助対象設備のカタログ等
- 五 工事に関する計画図及び説明書
- 六 補助対象設備の導入予定場所の写真
- 七 普及啓発活動の実施計画
- 八 法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は開業届等（原本・発行後3か月以内のもの）
- 九 納税証明書（法人の場合は法人県民税・法人事業税、個人の場合は個人県民税・個人事業税）  
（「滞納額がないことの証明」原本・発行後3か月以内のもの）

十 決算報告書（写し・直近1年分）

十一 導入しようとする分散型エネルギー利活用設備の区分ごとに別表第5に掲げる書類

十二 その他知事が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金等を交付すべき者と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。

- 2 規則第7条の規定に基づき、補助金の交付をするときは様式第2号により、不交付のときは様式第3号により通知するものとする。

(補助事業実施に関する条件)

第9条 前条第1項の規定による補助金交付に当たっては、本事業の目的を達成するため、規則第7条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 補助事業者は、様式第4号により補助対象設備の稼働後1年間の実績を提出しなければならない。
- 二 補助事業者は、補助事業に関する効果測定その他について、知事が必要とする範囲において、県による現地確認及び報告並びに資料提供及び広報活動等の分散型エネルギーの普及に資する取組に協力しなければならない。

(事業の開始)

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による交付決定通知を受領した日以後、速やかに当該事業に着手しなければならない。

- 2 前項に規定する補助事業の着手については、補助事業に係る契約の締結をいう。
- 3 補助事業者は、事業に着手した場合には、速やかにその旨を様式第11号により知事に通知しなければならない。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、補助事業の中止又は廃止等について知事の承認を得ようとする場合は、様式第5号に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 第7条第3項の各号に掲げる書類のうち、変更に係るもの
  - 二 その他知事が必要と認めるもの
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 補助対象経費の増減が20%以内かつ第6条に定める補助金額の増額を伴わないもの
  - 二 設備内容の変更が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

(変更等の承認)

第12条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を様式第6号により補助事業者に通ずるものとする。

- 2 知事は、変更等の承認をする場合は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(報告書の様式)

第13条 規則第13条の報告書(以下「実績報告書」という。)は様式第7号のとおりとする。

- 2 実績報告書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 事業結果報告書(別紙2)
  - 二 契約書又は請求書の写し
  - 三 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
  - 四 工事に関する完成図書
  - 五 補助事業実施状況を示す写真
  - 六 導入しようとする分散型エネルギー利活用設備の区分ごとに別表第6に掲げる書類
  - 七 その他知事が必要と認める書類
- 3 補助事業完了の日は、補助事業者が設備及び工事の請負業者に対して補助事業に係る全ての支払

いが完了した日とする。

- 4 実績報告書の提出期限は、補助事業完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）の日の後、30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度内の別に定める日のいずれか早い期日までとする。

（補助金交付額の確定）

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、様式第8号により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第15条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の通知を受領した後に、様式第9号により補助金の支払い請求を行うものとする。

- 2 知事は、前項の請求を受けた場合、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第16条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 二 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき
- 三 その他この要綱の規定及び補助金交付の要件に違反する行為があったとき

（補助金の返還）

第17条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助事業者にその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業完了後に補助事業者が第9条に定める条件に違反する場合には、知事は期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助事業者は、第16条の規定に基づく補助金の交付決定の取消により、前条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。

- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

6 補助事業者は、前項の免除を受けようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、補助金にかかる経理についてその収支を明確にした証拠書類を整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿その他の書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、前条第2項の規定にかかわらず、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第10号により知事に承認の申請をしなければならない。

2 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるもの(処分制限財産)は補助対象設備とする。

3 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間(財産処分制限期間)は、法定耐用年数とする。

4 補助事業者は、補助金交付に係る書類を財産処分制限期間保存しなければならない。

(効果の把握及び公表)

第21条 知事は、第13条第1項及び第2項の規定による報告の内容及び補助事業の効果を確認するため、補助事業者に対し、検針票の写しその他必要な書類等の提出を求めることができる。

2 知事は、第13条第1項及び第2項の規定により補助事業者から報告された内容について、インターネットの利用その他の方法により補助事業の効果等を公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

導入しようとする分散型エネルギー活用設備の区分	補助対象者
コージェネレーション設備	県内にある自らの事業所において、別表第2に掲げる事業（補助対象事業）を実施する者で次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 (2) 事業所全体で使用するエネルギー（電気、ガス、重油等）の年間使用量が原油換算で、直近3か年連続1,500キロリットル以上でない（事業所の開設から3年を満たない場合は、現在までのエネルギーの年間使用量及び今後の年間使用量の計画が、1,500キロリットル以上でない）事業者
業務・産業用燃料電池	県内にある自らの事業所において、別表第2に掲げる事業（補助対象事業）を実施する者（地方公共団体を除く。）
再生可能エネルギー活用設備	県内にある自らの事業所において、別表第2に掲げる事業（補助対象事業）を実施する者

別表第2（第4条関係）

導入しようとする分散型エネルギー活用設備の区分	補助対象事業
コージェネレーション設備	補助対象設備（コージェネレーション設備及びその附帯設備（貯湯タンクを含む））を設置する事業であって、次の要件に適合するもの。 (1) 不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと (2) 補助対象設備は常用であること (3) ガス使用量、発電電力量及び排熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること (4) 設置する設備は全て未使用品であること (5) 設置する設備に関して、県の他の補助金を利用しない事業であること (6) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること (7) 広報及び需要喚起活動などコージェネレーション設備の普及啓発活動を実施する計画があること かつ、上記の要件に加えて、知事が別に定める国庫補助事業の交付決定を受けた事業又は知事が国庫補助事業採択と同等と認める事業とする。 なお、既存設備のリプレイス（更新）事業も対象とする。
業務・産業用燃料電池	補助対象設備（業務・産業用燃料電池及びその附帯設備（貯湯タンクを含む））を設置する事業であって、次の要件全てに適合するもの。 (1) 不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと (2) 補助対象設備は常用であること (3) 燃料使用量、発電電力量及び排熱利用量（熱を利用しない場合には不要）を測定する専用の計測装置を取り付けること (4) 設置する設備は全て未使用品であること (5) 設置する設備に関して、県の他の補助金を利用しない事業であること (6) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること (7) 広報及び需要喚起活動など業務・産業用燃料電池の普及啓発活動を実施する計画があること かつ、上記の要件に加えて、知事が別に定める国庫補助事業の交付決定を受けた事業又は知事が国庫補助事業採択と同等と認める事業とする。

再生可能エネルギー活用設備	<p>○次の1から3のいずれかの補助対象設備を設置する事業であって、固定価格買取制度に基づく認定を受けないものに限る。</p> <p>1 再生可能エネルギー熱利用設備  地中熱利用設備、温度差エネルギー利用設備（河川水、下水等の水を熱源とするもの）、雪氷熱利用設備（雪又は水（冷凍機を用いて生産したものを除く）を熱源とするもの）、太陽熱利用設備又はバイオマス*熱利用設備</p> <p>2 再生可能エネルギー発電設備  風力発電設備、バイオマス発電設備（バイオマスコージェネレーション（熱電併給）を含む）、水力発電設備又は地熱発電設備</p> <p>3 バイオマス燃料製造設備  バイオマス燃料製造設備を設置する事業で、固定価格買取制度に基づく認定を受けた発電事業用燃料として利用するものを製造するものを除く設備</p> <p>○次の要件全てに適合するもの。</p> <p>(1) 不動産に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと  (2) 補助対象設備は常用であること  (3) 燃料使用量、発電電力量及び排熱利用量（熱を利用しない場合には不要）を測定する専用の計測装置を取り付けること  (4) 設置する設備は全て未使用品であること  (5) 設置する設備に関して、県の他の補助金を利用しない事業であること  (6) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること  (7) 広報及び需要喚起活動など当該再生可能エネルギー設備の普及啓発活動を実施する計画があること</p> <p>○知事が別に定める国庫補助事業の交付決定を受けた事業又は知事が国庫補助事業採択と同等と認める事業とする。</p>
---------------	---

※1 バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）

別表第3（第5条関係）

経費区分	内容
設計費	補助対象設備の設計に要する経費
設備費	補助対象設備の購入又は据付等に要する経費
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

※1 上表の経費区分に掲げる経費で、かつ、知事が別に定める国庫補助事業が対象とする経費を補助対象経費とする。

別表第4（第6条関係）

導入しようとする分散型エネルギー活用設備の区分	補助金の額 (千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)	
	規模(発電能力)	上限額
コージェネレーション設備	10kW 未満	116.7 万円
	10kW 以上 50kW 未満	300 万円
	50kW 以上	1,700 万円
	(1) 上表設備規模ごとに、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額と上表の上限額のいずれか少ない方の額とする。 ※(1)にかかわらず、(1)により算出した県及び国の補助金額の合計が補助対象経費の3分の2を超過する場合は、補助対象経費の3分の2から国の補助金額を控除した額と上表に定める額のいずれか少ない方とする。	
業務・産業用燃料電池	補助対象経費の合計額に6分の1を乗じて得た額とする。ただし、5,000万円を上限とする。	

再生可能エネルギー活用設備	<p>【地中熱利用設備】補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、1,000万円を上限とする。</p> <p>【地中熱利用設備以外の設備】補助対象経費の合計額に6分の1を乗じて得た額とする。ただし1,000万円を上限とする。</p>
---------------	---

※ 上表に定める金額にかかわらず、予算の範囲内（申請時点での年度の予算残額）での金額となる場合がある。

#### 別表第5（第7条関係）

導入しようとする分散型エネルギー活用設備の区分	第7条第3項第11号に定める書類
コージェネレーション設備	<p>(1) (国補助併用申請の場合) 国庫補助事業の補助対象経費及び交付決定額が分かる書類の写し並びに補助金交付申請書の表紙の写し</p> <p>(2) (補助対象設備をリース、割賦販売、ESCO又はエネルギーサービスにより設置する場合) 契約書(案)とリース料、割賦料、ESCO料又はエネルギーサービス料から補助金相当分が減額されることを証明できる書類</p> <p>[ (2) の場合は、リース事業者、割賦事業者、ESCO事業者又はエネルギーサービス事業者との共同申請によることとする。 ]</p>
業務・産業用燃料電池	<p>(補助対象設備をリース、割賦販売、ESCO又はエネルギーサービスにより設置する場合) 契約書(案)とリース料、割賦料、ESCO料又はエネルギーサービス料から補助金相当分が減額されることを証明できる書類</p> <p>[この場合は、リース事業者、割賦事業者、ESCO事業者又はエネルギーサービス事業者との共同申請によることとする。]</p>
再生可能エネルギー活用設備	<p>併用する国庫補助事業の交付申請書及びその添付資料の写し</p> <p>[当該国庫補助金の交付申請書の添付資料に、第7条第3項第2号から第6号、第8号及び第10号の書類が含まれる場合は、当該書類は当該国庫補助金の交付申請書の添付資料に代えることができる。]</p>

#### 別表第6（第13条関係）

導入しようとする分散型エネルギー活用設備の区分	実績報告に要する書類
コージェネレーション設備	補助対象設備をリース、割賦販売、ESCO又はエネルギーサービスにより設置した場合には、リース契約書、割賦契約書、ESCO契約書又はエネルギーサービス契約書の写し
業務・産業用燃料電池	
再生可能エネルギー活用設備	<p>併用した国庫補助事業の実績報告書及びその添付資料の写し</p> <p>[当該国庫補助金の実績報告書の添付資料に、第7条第3項第2号から第5号の書類が含まれる場合は、当該書類は当該国庫補助金の実績報告書の添付資料に代えることができる。]</p>